

全員協議会次第

令和 5 年 9 月 5 日
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 (9 : 3 0)
郡司事務局長
2. 挨拶
内藤議長
3. 協議事項
(1) 意見書の調整について
4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
5. その他
6. 閉 会 (1 1 : 2 1)
細谷副議長

令和5年9月5日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議 員 吉 村 美津子
議 員 小 松 伸 介
議 員 池 上 義 典
議 員 菊 地 浩 二
議 員 本 名 洋
議 員 林 善 美
議 長 内 藤 美佐子

議 員 光 下 重 之
議 員 桃 園 典 子
議 員 牛 丸 藍 子
議 員 増 田 磨 美
議 員 長 野 真寿美
議 員 細 田 三 恵
副 議 長 細 谷 光 弘

欠席議員

議 員 久 保 健 二

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡 司 道 行
事務局記 山 田 亜矢子

事務局長 小 林 忠 之

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。9月定例会中の全協ということで、今日は朝早くからお集まりいただきました。ありがとうございます。

9月2日のお祭り、皆さん、みよしまつり、来られましたでしょうか。私も久しぶりというか、4年ぶりだったのですけれども、あまりの人の多さにびっくりしました。これまで以上に人が集まってきているというのが印象でして、先ほどちょっと「どのくらい集まったの」と担当に聞いたのですけれども、主催者発表、5万人だそうです。主催者ですね。主催者発表ですけれども、5万人。人口が3万8,000人ということで、どこからいらっしゃったのか、また私ちょっと早めに帰ったのですけれども、唐沢小学校前のあの7号線のところ、人いっぱいでした。あそこ花火がよく見えるところなのですけれども、ここに集まっていらっしゃる方も町民の方だなというふうには思ったのですが、どこからいらっしゃったのか。9月2日は三芳町の人口は5万人を確実に超えておりました。市になってもいいのかなというぐらいのそんな人口でございましたけれども、その話はあれなのですけれども、この台風がまた来ているということで、この週末、関東のほうに台風がまた寄ってきているということですので、この議会中でもまたいろんな災害等のお話もあるかもしれませんけれども、議員の皆様にはしっかりと対応のほどよろしくをお願いいたします。

そして、決算審査がもうすぐ始まりますけれども、1期目の議員の皆様にとっては決算審査ということで、予算と決算は特別委員会でやらせていただいておりますが、初めての審査になります。大変だと思うのですけれども、しっかり学んでいただきまして、しっかり質疑をしていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

全員協議会ということでございますが、今日ちょっと狭いですが、皆様方には最後までよろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎意見書の調整について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） それでは、まず初めに、久保議員から欠席する旨のお届けが出ております。14名ということで全員協議会を始めさせていただきたいと思っております。

今日の全員協議会の協議事項は、意見書の調整についてでございます。意見書が今、4本出ておりますので、出された順番に一応説明をしていただき、少しの質疑等も行っていきたいと思っておりますので、何と

ぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、意見書を一番最初に出された方、0301の牛丸議員の公職選挙法改正を求める意見書（案）ということで出ておりますので、まずこの件について牛丸議員から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議員（牛丸藍子君） おはようございます。牛丸です。よろしく申し上げます。

提案理由としては、現行の公職選挙法では都道府県議選や市区町村議選において3か月以上のその自治体に住んでいることを立候補の要件としていますが、この数年、居住要件の虚偽申告に当たる当選無効が相次いでいます。また、不穏当な立候補を防止するためにも、早急な対応が必要と考えて、今回提案いたしました。

居住実態については、調査する権限は選挙管理委員会にはないため、居住実態の把握は事実上難しく、現行の居住要件3か月という短い期間では、二重生活、どこか別の自治体と立候補する自治体と相当の二重生活の居住実態を偽装できる可能性も十分考えられます。

有権者に誠実な選挙と信頼に足る地方議会を守るために、居住要件の期間を現行の3か月よりさらに長期の相当期間とするように現行制度の見直し及び改正を提案いたします。

では、調整よろしくお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

今、説明いただきましたけれども、何か確認をしておきたい。ここで簡単な質疑も許可いたしますので、挙手の上、聞いていただければと思います。いかがでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。おはようございます。

牛丸議員の出された意見書なのですが、本当に思いが私も分かります。議員のなり手不足の、こんな言い方は悪いかもしれないですが、状況を見た、悪用しているようなところもあるのかなとは思っています。しかし、2つくらいお聞きしたいのですが、下記のところに「期間を3ヶ月よりも更に長期の相当期間とするよう」と書いてあるのですが、どのぐらいの期間を考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

初め、この意見書を出すときに、1年間にしようかなというふうには思ったのですが、期間は具体的に定めないほうが良いという意見もあって、一応ちょっとぼかした感じの表現にしました。ただ、3か月はさすがに短過ぎるな。半年あるいは1年間ぐらいあればいいのかなというふうには個人的には考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私もそのところを自分なりに考えたところ、3か月、半年、1年と考えたときに、何か月でもやっぱりそ

の方がやる気だとか、実績になったときに貢献度がもう増す場合もあると思ったので、何か月というか、何年というか、それはもう関係ないのかなと思っているようなところもありました。それはきっと有権者に判断してもらえないのかなと思ったものがありました。

あと、居住実態を要件とするという感じなのですが、今、居住実績の公開を義務化、公開を義務という形にするとどうなのかなと思ったのがあって、いかがでしょうか。そういう意見なのですが。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

ちょっと期間は関係ないというところもご意見あったかと思うのですが、やっぱり町議会議員選挙、今回私も臨んでみて思ったのは、やはりある程度町に住んでいないと、地元のことが分からないよね、地域課題が分からないよねというところであるので、特に小さい選挙、小さい自治体においては、居住要件というのはある程度厳格化したほうがより質の高い議員が確保できるのではないかなと思った次第で、一応この期間というのはちょっと言及したいなと思ったのが1点と、居住実態のその公開義務化になると、特に女性議員なんかはやっぱり住居を知られることで嫌がらせをされたりとか、そういったことが近年起きていますので、義務化は難しいなと思うところはあります。ただ、自治体のほうで、選挙管理委員会のほうでもし確認が可能であれば、そういうことができればいいなと思いますけれども、ただ今回の意見書にはちょっとそれを含まるのはレベルが高いかなと思って、今回はちょっとその件は省いております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

ここの住民のほうからのそういった意見とか、または国民の世論とか、そういうことというのは反映されているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

国民の世論まで自分が把握できているかということ、ちょっと微妙なところではあるのですが、やはり最近新しい政党が増えておりますので、その新しい政党がきちんと居住実態をこれまでの現行の制度でも満たしていればいいのですが、それすら満たしていないという状況で選挙に臨んでいるということがあまりにもニュースなどで多く取り上げられているという実態から、そんなことするぐらいだったら、もういっそ居住実態の要件を延ばして、そういったざるをするようなことがないようにという思いもありまして、今回提案いたしました。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。おはようございます。

何点かあるのですが、まず5行目の「担い手不足が著しい地域では」と記載があるのですが、特にここはなくてもいいのかなと思って、担い手不足が著しい地域だから、そういう方が出てくるというわ

けではないと思うので、これはなくてもいいのかなというのがまず1点です。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。ご指摘ありがとうございます。

これ何で含めたかといいますと、やっぱり市議選とかで激戦区と言われるようなところでは、供託金が高いという事情もあったりとか、当選する見込みが薄いというところにはあまり出てこないと思うのですが、特に町村議会選挙、特に町議会議員選挙、供託金がそこそこ手が出る価格で、なおかつはみ出しが1人か2人しかいないという地域では、やっぱりそういう地域を狙って出馬しようとするという動きって実はあるのです。そういったことを防ぐために一応書きましたけれども、省くか入れるかは提出までにちょっと検討したいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） では、お願いします。

あと、公職選挙法改正を求めている意見書なのですが、具体的には何条を改正したほうがいいのかというところは考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

そうですね。何条を改正するというのを入れたほうがいいのか、ちょっとほかの方のご意見も伺いたいので、もしご意見がある方いらっしゃいましたら、お願いしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

林議員。

○議員（林 善美君） 牛丸議員は何条と考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

私は、何条ということは書くか書かないかというのは、ちょっと考えになかったので、それもまたちょっと検討したいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

今、林議員からも質問があったのですが、その担い手不足が著しい地域では、議員としての社会的身分を得ることを目的にと、牛丸議員は三芳町議会とかの例を想定してこの意見書を作られたのかもしれませんが、実際問題として、市議会でも最近はその地域をよくするとか、住民のためにとかではなく、議員になりたいがためではないかと疑われるような、議会選挙があるたびにその自治体に転居して、議員に立候補して、実際当選するという例が本当に相次いでいるので、これは私も林議員と同じ意見なのですが、担い手不足が著しい地域だというのは省いてもいいのではないかなというふうに思いますが、林議員が質問されたので、私は意見ということで言わせていただきました。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員、今のところ調整については、先ほど調整されるということだったので。

○議員（牛丸藍子君） はい。

○議長（内藤美佐子君） はい、承知しました。

ほかに質疑ありますでしょうか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。

この先ほど来出ている一つの鍵になる言葉があるような感じがするので、その確認だけ1点させていただきます。担い手不足が著しい地域、これが今ちょっと鍵になっているワードなのですが、私はこの意見書を拝見をしましたときに、やっぱりこの提案者の思いの中では、担い手不足だからこそ、そういうところの抜け穴ではないけれども、入り込もうとする、そういう悪意のある、策略のある、そういう動きが出てきてしまうのではないかとということが根底にあるように感じるのですね、この意見書の中に。その上でなのですけれども、この担い手不足というのは、これはもう全国的な課題というのは皆さんが共通の認識だと思うのですけれども、例えばこの意見書を出したことによって、この担い手不足ということに対してどのように影響するのかというところを考えておられるのか。その1点だけ伺いたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。ご意見ありがとうございます。

居住要件を厳しくすると、かえって担い手不足が進むのではないかと懸念もあるのですけれども、それ以上に議会の質が、議員の質が落ちることのほうがやっぱり問題なのではないかなと思って、なり手不足よりも議員の質を高める、保持する、そういったことに重きを置きたいなと思って今回提案した次第です。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

光下議員。

○議員（光下重之君） おはようございます。光下です。

全体的なものではなくて、その文言の一部についての正確性というのか、そういう点でちょっと質問も含めたものなのですが、一番最初の地方議会議員については、地方公共団体が地縁的社会という面からということで、断定的に地方公共団体が地縁的社会という言い方になっているものですから、正確性を欠く部分がないかなと、地方公共団体というと、都道府県も含めての範囲に広がってしまうと思うのですけれども、そういう点でこのところを文章をもうちょっと加筆するか何かして、正確性のあるものにしたらどうかなというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。ご意見ありがとうございます。

どの地域も地方公共団体もそれなりに地域と密接しているところはあるかなと思ってこの表記にしているのですけれども、多少ちょっと違和感があるということでしたら、もう少し工夫をしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

林議員。

○議員（林 善美君） すみません。林です。

その先ほど何条というお話なのですが、私は選挙権のことなので9条なのかなというふうに思った

のです。ただ、9条とこの10条の被選挙権というところがセットになっているので、その10条の5項に被選挙権、9条にはその被選挙権を持つ方が立候補できるみたいな、ちょっとその9条と10条が絡んでいるので、そうすると出たい人が3か月住んだほうがいい。3か月以上相当期間長くしたほうがいいというのはもちろんあるのですけれども、その選挙権がある方に対しても同じように、その3か月よりもさらに相当のというふうにししないと、この公職選挙法のバランスが取れないのではないかなと思いますので、やっぱりこの9条とか10条って、何条というのははっきりしておかないといけないというふうに私は思っているのですが、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

そうですね。ちょっとその辺判断が難しいので、皆さんの意見をお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） ないですか、ほかに。今の件について。今の何条、何条とおっしゃった林議員の意見について。

では、調整をされて、ちょっとよくそこら辺調べていただいて、文章を整えていただくということでしょうか。

○議員（牛丸藍子君） 分かりました。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか、林議員。

○議員（林 善美君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、ほかには。

細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

基本的な被選挙権の要件としては、18歳以上であり、その市町村に3か月以上住所を有していることというだけなので、それ以外にその地域課題を把握し、向き合うにはあまりにも短い。3か月しか住んでいない人には出る権利がないというようなふうに捉えられるような気がするのですが、この選挙権としては、国会議員なら日本人で18歳以上とか、それだけの要件しか、犯罪者とかそういうのはあれなのでしょうけれども、駄目な中に、自分なのか、皆さんが言っているのか分からないけれども、その地域課題を出る前に完全に把握して、そういう人でなければ出てはいけないという条件はないのではないかなと思うのです。誰でも選挙、議員になって町をよくしたいと思えば、その段階でその住んでいる長さや、一応3か月となっていますけれども、それを例えば6か月にしようが、1年にしようがあまり変わらないかな。実際だから確実にその3か月住所を有しているということを正確に把握できるようにしてくださいというほうがいいかなとは個人的には思ったのですが、こういう人は出てはいけませんとか、そういう条例がもともと選挙に対してないと思うので、それに対してこういう人は駄目ですよという言い方はできない。これを書き込む、月を延ばす以外にそういった課題を把握していない人は出れませんということなのかなと思ってしまうので、そこら辺はどうかなと思います。

○議長（内藤美佐子君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

性善説を基にこの公職選挙法できたのかなと思うところはありまして、本当に地域のため、国のために働くという議員ばかりだったらこういった問題点起こらなかったと思うのですけれども、やっぱり近年政治家になりたいだけのため、議席を増やしたいだけの党だったりとか、そういったところがやっぱり地域課題に向き合わずに議員活動をしているとか、議員活動すらしていないという、そういった事例もあったりして、やっぱり3か月というのでは、人材が育たないというか、もちろん議会に入ってから育つということもあるとは思いますが、ある程度のその地域に向き合う時間というのは、やっぱり選挙の前に必要ではないかと思うので、そういったことで提案しましたので、趣旨をご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでしたら、この公職選挙法改正を求める意見書（案）についての質疑は終了とさせていただきます。

調整のほう、ご意見ございましたので、石丸議員のほうで確認をして、出していただくときにはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次は桃園議員が出されたブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）ということで出されておりますので、これについて説明をお願いいたします。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）について、その提案理由を申し上げます。

この脳脊髄液減少症については、近年においてはかなり耳にされる方も多いのではないかと思います。交通事故やスポーツ外傷等の後に脳脊髄液が漏れ出して減少することによって、起立性頭痛などの頭痛や頸部の痛み、目まい、倦怠感、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する脳脊髄液減少症という傷病がございます。これに関しては当初はそのことがきちんと医学的に証明されていなかったゆえに、なかなか治りが悪いと怠け病であるとか、仕事に行けない、学校に行けないとなると、そのように不当な評価を受ける。本人は大変に苦しんでおられる。心のバランスを崩される。そのような結果に至る悪循環の状況もございました。

平成28年にこの同症の治療法であるブラッドパッチ療法が保険適用となりました。これは、国会においても超党派、各党派において保険適用になるべきということで議論が交わされてまいりました。その結果、それまで高額な自費診療で治療を要していた患者の方が保険診療の下でこの療法を受けることができるようになりましたけれども、反面、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用の条件となるJ007-2というこの要件があるのですけれども、その要件、これは調べてみますと、この起立性の頭痛があるということが確定されるということが条件になっております。しかしながら、「起立性の頭痛を有する患者に係る」という条件に値しない方がおられるというのも現状でございます。これは、医療の現場で数多くの症例を検査した結果、結果はこれほどかやっているかということ、一般社団法人日本脳脊髄液漏出症学会、そこがやった結果においてでは、9割方は頭痛を伴うのです。だけれども、1割の方においては頭痛性ではない首の痛み、ふらつき、不眠、そのような症状が1割の方に生じております。その9割以外の方が現実におられる。

その原因というのは、先ほど申し上げたような原因なのだけれども、症状の現れ方が100%同じではないということです。そういうことなので、医療の現場では、保険適用のブラッドパッチ療法が適用するのかもしれないかということが非常に難しい判断となって、混乱が生じている現状がございます。

その後の研究で脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らない。9割と先ほど申し上げましたけれども、腰部のほうでブラッドパッチをやれば治るとというのが9割なのですけれども、残り1割の場合は頸椎であるとか、胸頸部でも頻繁に起こるといった報告が先ほどの学会で出ております。

そして、そういうイレギュラーな症例の場合には、通常腰部のところを横向きになって、腰の部分にブラッドパッチを注入するわけなのですけれども、その残り1割の方の場合は、うつ伏せとなって、背中の方に注入をする形になります。それが非常にどこに注入をすることが大事なのかという、この脊髄なので、とても難しい施術になるということもあって、そのイレギュラーな施術に関しては、エックス線、造影剤を使った形での治療を要するという現状がございます。しかしながら、このエックス線を使って行う注入に関しては、保険が適用しない。ブラッドパッチのときのそれと同じような処置が保険適用とならないという現状があって、1割の方、1割に及ぶ方には医療費負担が大きく生じているという、そういう現象があるようです。そのことから、このたびは以下の2項目を要望する意見書となっております。

1点目が、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないという公的な研究も報告があることを受けて、算定の要件の注釈、さっきのJ007-2のところ不足分として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合もある」のだという、その表記を加えていただきたい。これが1点目です。

2点目が、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬においては、X線、造影剤を使った透視、これが保険適用外になっているので、これを保険適用にできるように、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にできる診療上の評価、保険適用になるようにということを2項目を求める意見書となっております。

ちなみに、ブラッドパッチが保険適用でできる金額は、約8,000円になります。それが保険適用できない先ほどの横向きになって造影剤を使って行うというものは、約4万円という金額になっており、このことも、ではそれを1回注入したらどのくらい、1回ですぐに治るとというのがどのくらいなのかということになるわけなのですが、1回の治療で効果が大きく出る方は約2割、20%だそうです。効果的な結果を得るために複数このブラッドパッチ療法を行わなければいけない現状もあるようです。そして、1年後、そのブラッドパッチを注入して1年後の結果を見てみると、ほとんど完治したという方が2割、やや、かなり改善している方が5割、合計7割ということになります。残りの3割の方は1年たってもまだ改善をしないという、そういう方が3割もおられるという現状があります。そうなりますと、継続的な治療、そして継続的な医療費負担が続いていくことを鑑み、このたびの2点の意見書要望という形となっております。

私の身近なところ、三芳町町内にもこの脳脊髄液減少症で大変に苦しんでおられる方がお住まいになっておられます。その方は1年どころではなく、長年にわたって治療を行われておられます。そして、医学、医療のこの現場においても保険適用になってからは、保険適用ではなかったときは非常に積極的に治療に当たるお医者さんが多かったようなのですが、保険適用になってからはちょっと二の足を踏むお医者さんも少なくないようで、この医学の世界の中においても積極的にここに臨まれる方もあまり多くはないような現状もあって、町内に住んでおられるその方は静岡まで通いながらの治療をされている現状もでございます。そのよ

うなこともありまして、このたびの意見書提出をさせていただきました。

以上です。調整をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

何か質疑がございましたら、挙手の上お願いいたします。

よろしいですか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） 医学的にちょっと難しく、あまり分からない部分もあるのですが、これ保険適用になっている方は5回も6回もやっている方もいらっしゃるのですか。全て毎回保険適用にはなっているということよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ここには先ほど私が調べてご報告したように、改善の度合いというのがあるかと思います。それはお医者さんの判断によるものだと思うので、回数に関してはちょっと承知はしておりません。ただし、その通常のブラッドパッチの療法でよい方においては保険適用ということで理解をしております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。すみません。

あと、この脳脊髄液の漏出箇所について何か分かりにくい、どこか分からないというような場合があると書いてあったのですが、そのエックス線を使えば必ず分かる。その場所が特定できるということよろしいのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） はい。造影剤を使うことによって、がんの場合なんかもそうですけれども、造影剤を入れることによって、正式名称、ちょっと思い出せないのですが、がんの細胞があるところにその造影剤が集まる性質を利用してがんの場所を特定するという、そういうようなこの効果を持っている検査とか、エックス線の活用の仕方というふうになっておりますので、漏れの部分を的確に把握するためにそれを入れるというふうになっております。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、なしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）については、終了いたします。

続きまして、小松議員の提出で調整をお願いしますという下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）について、小松議員より説明をお願いいたします。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。おはようございます。よろしく申し上げます。

私のほうから下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）ということで提出をさせていただいております。新型コロナウイルスが5類に移行してから感染者数の実態把握がなかなか見えづらくなっているということで、検査をされる方もちょっと減ってきているのかなというところで、そういったところのピークとか、状況がなかなか見えづらいということで、今、こういった下水サーベイランス、疫学調査です。これを下水処理場で実施してはということで研究が進んでおります。

この感染症対策の基本というのは、適切な検査を正確に行うということが重要になってくるのですが、こういったPCR検査などで感染者が自主的に検査を行わなければならないということで、各地域の感染の広がり傾向をつかむことがなかなか難しいということで、ただ、この下水サーベイランスを活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」することができまして、医療機関の報告よりも感染の兆候が分かる可能性があるということで期待が持てるということで、今回意見書として出させていただきたいというふうに思っております。

国においても各政党からこういったこの下水サーベイランスの事業を進めるべきということで質問がされておりますけれども、9月1日に内閣感染症危機管理統括庁が設置もされたということで、ここを司令塔に全国展開をしていただきたいということで、今回提出をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。調整をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

何か質疑がございましたら、挙手の上お願いいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この下水サーベイランスですけれども、実証実験も行われていましたけれども、今の段階で全国展開をするという事業計画にするほど実用化段階になっているのかというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

私もいろいろ調べたのですが、実証実験もされていて、各自治体で行われているその結果もちょっと見させていただいたのですが、まだまだやっぱり研究段階なのかなという気はするところもあるのですが、ただ、札幌市とかの状況を見てみると、その下水サーベイランスの調査の状況と感染の兆候というところが結構似ている部分があって、まだまだ研究段階ではあるかなとは思っておりますが、しっかりその精度を上げていけば、ある程度有益な情報が得られるのではないかなと個人的には考えております。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

実際まだ精度ってそんなに上がっていないというのが結果だと思って、それが課題になっているということだと思います。埼玉県でも実施をして、結局感染拡大期では増えたというのもあるし、逆にピークを超えて減少傾向にあっても増えているということがあったりとかしていると思うので、今の段階でその実用化段階、全国に展開するというのはまだちょっと早いのではないかなというのが1つ意見としてあります。

それと、この全国展開をするというのは、各市町村ということで考えるのか、あと個別実施計画というのがあると思うのですが、そういったことも含めての全国展開なのか、どうなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

感染症は、その地域だけで起きているわけではありませんので、やはりこういったところで全国でこの調査を実施をしていただいで、その兆候をつかむというのが重要だというふうに考えておりますので、今回全国展開という形で書かせていただいています

○議長（内藤美佐子君） では、菊地議員、もう一度お願いします。

○議員（菊地浩二君） その全国展開というのは、各自治体でやっていくものなのか、それとも個別施設でそれぞれやっていくというためのものなのか、合わせているのか、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

確かに各市町村となって、三芳町でいうと、最終下水処理場は新河岸川流域、和光市のほうで最終処理をしていると思うのですが、三芳町で費用を出して三芳町で独自で行うという形ではないので、やはり広域での連携も必要になってくるかなというところで、ということも含めて広い意味で入れさせていただいているということもあります。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この実証実験の評価の中で、大きい自治体と小さい自治体では、結果が異なってくる。ばらつきが小さい自治体のほうが大きいということもあるので、一律的に難しいかなとは思っています。

それと、それだけではなくて、今、5類になって実態把握が難しくなっている。ということはむしろ5類にしたことでそうなっているのであって、では5類にしなければいいのではないの。今までどおりにすれば同じではないのというところがあると思うのです。実際5類になってどうなのかと言っても、結果的にこの地域が増えていますよと言ったときに、政治としては何もできないのです。感染拡大しているのに、経済活動とか、そういったものを抑えましようとは言えないと思うのです。では何のためにやるのかというところでは、どのようにお考えなののでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

確におっしゃるとおりだというふうに思うのですが、ただ、やっぱり実態把握をしていくというのはすごく大事なことだというふうに思っております、その地域の感染状況が厳しいから、そちらのほうに行かないとか、そういうことではないのですが、相手が何か見えない状況というのは、感染の広がり状況が見えないというのは対策の打ちようがないということもありますし、5類になったからということも今、菊地議員がおっしゃることはすごくよく分かるのですが、ただ、何もしないということでもないのかなと。これから新型コロナウイルスもそうなのですが、今後起こり得る感染のピークもそうですし、また新たな感染症というときに対応するためにも、こういった調査が必要ではないかということで研究が進んでいるということなので、それを推進したいという思いで今回出させていただいております。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この記載の中では、全国の地方公共団体の下水処理場というふうに4行目に記載されているのですけれども、実際に先ほどのご質問がありましたけれども、全国的ということで大体想定ではどのくらいの数というふうに、場所というふうに捉えているのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

全国ということで書かせていただいたのですが、そういった実態、詳細なところまでは申し訳ありません。つかんでいない状況でございます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

東京都が下水中に含まれる新型コロナウイルスの流行状況調査の結果について最終報というのをネットですけれども、出しているようなのですけれども、それによると5回ぐらい行って、実際に検出されないのが第1回、第2回、それから3回、4回、第3回は1か所で検出ということで、これは都立学校等の周辺の公道上の下水とマンホール等というふうになっていて、10か所で調べているのですけれども、実際には3回目が1か所、それから5回目が1か所だと思っておりますけれども、こういった結果からちょっと税金ですので、それを全国的にやるということは、これは私はいつも言っていますけれども、町内業者とかもそういった検査というのは、この調査には参加できるのかどうか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） すみません。もう一度町内業者ですか。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これは、税金をかけて検査していくわけですよね。ですから、検査の企業というのはどういったところがやっていくのか、お伺いします。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

詳しい、そのどこの企業がやるとか、そういったところまではちょっと申し訳ありません。私自身はつかんでいない状況なのですけれども、ただ、いろんな製薬会社の研究会社であるとか、研究機関であるとか、そういったところが資料等を出しておりますので、恐らくこういったところが担っていくのかなというふうなことは思っております。

○議長（内藤美佐子君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、町内業者に少しでも仕事が回れば、そういったふうにはいつも言っていますけれども、そういったことができるのならあれですけれども、この文章からは全くそういうことは見えませんので、やっぱり大手企業がやっていくのかなというふうには感じ取られるのですけれども、その辺については今まで調べていないということですので、結構です。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

なかなか町内業者となると、ちょっと難しい。ハードルが高いのかなというような気が個人的にはするのですが、やはりそういった専門機関とか、調査機関という形になってくると思いますので、ある程度はやっぱり規模がないとこういった調査はできないのかなというふうな想像はしております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私もこの意見書を拝見させていただいたときに、5類になった今なのかなというちょっと思ったところがあり、ちょっと調べてみると、何か個別のPCRの検査をするよりは、低コストというふうに書いてあるところがあって、ああ、そうなのかなと思って、もう一度いろいろなところを見たところ、今後もまだまだ変異株だとか、感染のこれからの不安もまだまだあるというふうなことを言われているので、こういったところがあると、また皆さん助かるのかなと思っていて、しかし、この下水処理場が調べたところ、全国で2,200か所あるというふうに書いてあって、1施設で行うコストってどのぐらいかかるのかなと思っていたのですが、調べても出てこなかったり、黒塗りになっていたりとかとするのですが、どのぐらいかかるのか、把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

本当にその感染の兆候というのは、確かに今、5類になってからというお話も先ほど菊地議員からもいただきましたけれども、やはりその兆候が見えることで、今、医療体制の準備等もできるのかなと今、個人的には考えておまして、そういったところが1つメリットとして挙げられるのかなということと、あと費用に関しては、ある製薬会社さんがシミュレーションを出しておまして、これは名古屋市で行った場合の費用概算の比較ということで資料を見ているのですが、名古屋市が232万人いらっしゃって、PCR検査を2022年2月に8万8,351回行っているそうです。これの1か月の費用の検査費用、1回当たり7,000円とした場合の費用なのですが、6億1,845万7,000円だそうです。このサーベイランス調査を実施した場合のシミュレーションです、あくまで。これ1回当たりの費用が5万円だそうです。頻度が週3回、これ名古屋市の下水処理場14か所だそうですけれども、これが1か月当たりの調査費用として5万円掛ける14か所掛ける週3回で4週ということで840万という試算が出ているということで、シミュレーションでは約70分の1の費用で感染状況を把握することが可能ということになっているそうです。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今のシミュレーション、あくまでシミュレーションなのですが、下水でやっているから、ではかかった人、疑わしいと思った人、PCR検査しないかという、そんなことないと思うのです。単純比較ってそれできないと思うのです。70分の1とかという話にはならないのですよね。全体的にはこれぐらいですけれども、自分が体調が不良になったら、ではこれだけあるから検査しなくてもいいやとならないですよね。

その比較はどうかと思うのですけれども、どうなのですか。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

あくまでもシミュレーションで、ある製薬会社が出しているものなので、これが正確かどうかというところまでは私は分かりませんが、一応一つの事例として出させていただきましたので、参考にしていただければと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

正確か不正確かではなくて、それを比較すること自体の今、ここで話ししている下水サーベイランスで僕自身は有効だと思います。ただ、今の段階ではまだまだではないかというところで聞いているのですけれども、今、その数字を出して比較したということ自体で、ちょっとそれは違うのではないかとだけ言っているだけです。正確か不正確かではないです。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

自分は参考に見させていただいただけなので、製薬会社がシミュレーションしたものですので、数字を出したことについては、参考になればなという思いで出させていただきましたけれども、一つの事例として捉えていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

副議長。

○副議長（細谷光弘君） このサーベイランスについてエビデンスがしっかり確定していない段階で全国に展開しろという話よりも、これを正確にどうやってデータとして反映できるかというほうを、まだレポートも何か確定しているみたいな話にはやっぱりなっていないので、全国展開するにはそっちをしっかりとってくださいと言ったほうが一つはいいのかなというのがあるのと、もう5類になってしまっ、お医者さんで定点観測で一応数の増減というのは報告はしているので、それとこれを両方やる等によって何か特別な効果が見られるのかというのはどうなのかなと思うのです。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

あくまでもやはりPCR検査等は感染が気になる方が個人の判断で行うということで、それをやられる方、やられない方いらっしゃると思うのですけれども、我々等は多分やる方が多いのかなというふうに思うのですが、そうでない方もいらっしゃる、その全体のおおよその兆候を確認するという意味では、一つ有益な情報が得られるのかなというふうに個人的には捉えているので、確かに今、皆さんがおっしゃるとおりかなという部分もあるのですけれども、5類になってからというところで、ただ、やっぱりピークやら、これは新たな感染症に対応するためにも、この調査が有益だというふうなこともありますので、確かに精度性と

いうところはしっかり上げていかなければいけないというところはあると思うのですけれども、一つの情報として有益なのではないかなというふうに個人的には考えています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

文言の調整というところで今行わせていただいているのですけれども、その辺については大丈夫でしょうか。どこかここの辺の文言がというのは、今のところはいろんな意見が出たようなのですけれども、小松議員、調整のところ大丈夫ですか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 今、いただいたご意見の中で、やっぱり精度という部分が皆さん気になる部分かなと思いますので、そこのところ、一言、この下の記の下に入れさせていただくことはできるかなとは個人的には考えておりますけれども。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

では、この件についての調整は、これで終了でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）については終了いたします。

では、4本目の本名議員から提出されております意見書でございますが、教員の長時間労働の解消を求める意見書（案）について、まずは説明をお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

教員の長時間労働の解消を求める意見書（案）について説明させていただきます。

今、教員の長時間労働という問題、説明するまでもないかと思うのですけれども、教員もその長時間労働も社会問題化しているわけですが、しかし、その長時間労働に対して残業代すら支払われていないという状況があります。これは、意見書本文にも書いてありますけれども、給特法によって残業に対して、給料の4%相当の残業代しかついていないわけです。これは、大体月の労働時間8時間分ぐらいの残業代に相当するそうですけれども、しかし、実態はもう過労死ラインを超えているような残業を行っている教員もたくさんいる状況であります。1日8時間、週40時間という労働時間が定められているわけですが、しかし、それは労働者、労働基準法など法律で保障されているところなのですが、しかし、事実上、教員については、その労基法が適用されていないというような状況になっています。

しかし、実際教員の皆さん、働いているわけです。残業代が支払われるのは当然だと思いますし、これはもう教員の皆さんにとっての健康問題、それから人権問題でもあると思います。

ということで、記の部分ですけれども、1として、教員にも残業代を支給すること、2として、学校の業務量に見合った教職員を配置すること、3、これを実現すべく教育予算を増額することということで、意見書（案）を出させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑に移ります。

何かございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

この教員の長時間労働というのは、本当にもう急務で、すぐに解消すべき問題だと思うので、記書きなのですけれども、この2番の学校の業務量に見合った教職員を配置すること、これを1番に持ってきてはどうかと思うのですけれども。

それと、あと業務量の見直しというのも入れたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

順番が特にこうでなければいけないということは、3番はこれは動かせないと思うのですけれども、1、2番については考えたいと思います。

それと何でしたっけ。

○議員（牛丸藍子君） あと、業務量の見直し。

○議員（本名 洋君） 業務量の見直しですね。はい。

まず、残業代を支給することによって、これは使用者側からすれば、使用者側というのは、自治体とか国になりますけれども、やはり残業代を抑制しなければいけない。業務量を減らさなければいけないという、そういう力が働くことにもなると思うので、一応考えさせてはいただきますけれども、今、牛丸議員のおっしゃった部分は入れなくても大丈夫かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。おはようございます。

この給特法というのは、残業代が含まれた全教員に対して支給される法らしくて、こちらも今、4%なのですが、平成26年から改正がされていなくて、この6年間のアンケートを取りながら、10%に上げていこうという、そういったことも考えられているようです。それで、給特法があるがために残業代が公立学校では、支払えないということをお聞きしました。私立学校ではそういったことは関係なく、私立のそういった学校法人のほうで支払えるので、そういった残業代は支払えるということなので、できましたら教員の待遇と労働時間、環境を改正していくような文言も入れていただくと、そういったことも考えていただけたらと思いますので、そういった文言も入れていただけたらいいのかなと思ひまして、意見させていただきました。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

残業代を支給するという事は、イコールこの給特法の改廃になると思います。今、政府のほうでは、この4%を10%にする方向で検討されているのですけれども、10%といっても、給料が20万の人だったら2万円、30万の人だったら3万円、微々たると言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、わずかな残業代の増加によって教員の皆さんの労働時間が減るとか、あるいは教員の皆さんが納得するとか、とても

そういう数字ではないと思うのです。今の教員の皆さんの残業代を実際何%にすれば、今の残業の実態に見合うかという、30%、40%にしなければ今の残業代に見合ったパーセンテージにはならないので、本当この給特法の改廃という部分が必要なのかと思います。

それで、長野議員おっしゃった教員の待遇、労働時間の改善という部分は、そこら辺の文言はちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございますか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 確かに残業代というのは必要かと思います。保護者の方と連絡がつくのがやはり仕事から帰ってきて5時以降とかということで、そうしますと教員の方々は、それ以降に保護者の方にご連絡して、それからご相談を受けたりとか、学校の業務が終わらないものを処理したりとかするので、やはりそういったものはその給特法があるがために、どうしても残業代がつけられないという国の考え方みたいなので、そういったことも撤廃することを強調していただけると、すごく助かります。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もうおっしゃるとおりなので、文言調整の方向で考えさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

ちょっと提案者にお伺いしたいのですけれども、過労死ラインと言われるこの月80時間に達しない残業というのは、必要な残業というふうに考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほども申しましたように、1日8時間労働、週40時間というのは、これは法律で定められた基本なので、残業代、本来であれば残業はしなくて済むような状況にすべきなのですけれども、せめて残業代、残業したなら残業を支払うのが当然ではないかということでもあります。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） そうするとタイトルが教員の長時間労働の解消を求める意見書なので、その長時間労働というのが多少の残業はするのはいまもうしょうがない。ただ、その長時間労働を解消を求めているというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

タイトルの問題ですが、このタイトルからすると、長時間でなければ多少残業はそれは仕方がないのではないかというふうに捉えてしまうのではないかということかと思うのですけれども、そういうご意見

ありましたので、それも調整できるのかどうか、考えさせていただきます。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 林議員。

○議員（林 善美君） ありがとうございます。

記の1に、教員にも残業代を支給するということふうにあるので、その大きいタイトルと、この記の1番がちょっと少し言っていることがずれているような気がするので、そこはいい言葉に直していただければいいのかなというふうに思いました。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ご指摘いただいたので、考えさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

細谷副議長。

○副議長（細谷光弘君） 細谷です。

残業をしたという場合に、ちゃんと給料を頂けるというのは、これは当たり前の話かなというふうには思うのですが、その過労死ラインと言われている、過労死が認められているラインというのがあるのかと思うのですが、実際にちょっと言い方があれかもしれないけれども、それだけ働いても亡くならない人と亡くなる人、心疾患だとか、脳疾患で働き過ぎて、そういった症状が出て亡くなる方というのもいらっしゃる。どっちが多いかというのは、ちょっと分からないのだけれども、それ以外に鬱病を併発されて、自殺される方というほうがちょっと個人的には多いのかなと勝手に思っているのですが、そういった方のサポートみたいなことは別にあれか、書かなくてもいいですかね。

○議長（内藤美佐子君） ご意見ですのですね。

○副議長（細谷光弘君） その亡くなる方が2種類いるのかなと。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

実際過労によって、中には自分から命を絶ったような方もいますし、過労が原因で亡くなった方、それからそこまで至らないまでも精神疾患で休職される方がこれもとても増えています。それは文章の中では書かせていただきましたけれども、意見書の趣旨としては、単純化したというのか、労働に対するその対価というのか、長時間労働をなくすという、その意図で今回は提案させていただきました。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

本文の下から数えて7段目のところなのですが、基本的なところでちょっと確認したいのですけれども、給特法の前に、最も早いと書いて……

〔「もはや」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） もはやか。

○議員（桃園典子君） 「もはや」と言うのね。ごめんなさい。ここが読めなかったです。失礼いたしました。もし可能でしたら、どなたが読んでも分かりやすい平仮名でいかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

はい。では平仮名にさせていただきます。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 確認をさせていただいて、ありがとうございました。

内容のところなのですが、そのもはや給特法はということで、この一文は非常に大きな意味を持っているのではないかなと思うのです。具体的に3つの記を記してはいただきましたけれども、この給特法がもはや現状に合っていないからこそ、このような結果になっているのではないですかと訴えておられるわけだから、やはり根本法が改善されなければ、これはずっとたちごっこになるのかなと、根本的な解決にならないかなと思います。ですので、記のところは4項目め、その給特法の改善、改正とか、そういうところをうたっていかなければ根本的には解決に至らないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

その部分は先ほど長野議員の質問ともつながる部分なのですが、残業代支給すること、このこと自体がもうこの今の給特法を改廃しなければできないことであって、事実上給特法の改廃にはなるのですが、ご指摘いただいたので、それは文章の中に、記の中にとか加えるような形で考えさせていただきたいと思います。

○議長（内藤美佐子君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

その意味においては、根本的な解決というところで私は一番最後かなと、そんなふう考えるのですが、4項目めという意味で考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この順番については、先ほどもご指摘いただいたので、改めて調整させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、ないようですので、本名議員の提出されました教員の長時間労働の解消を求める意見書（案）についての調整は終わらせていただきます。

1時間たったのですが、この後、報告事項があります。

報告事項、時間かかりますか。

〔「かかるかもしれません」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、休憩を取ります。

(午前10時39分)

○議長（内藤美佐子君） では、再開いたします。

(午前10時53分)

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（内藤美佐子君） 報告事項です。

議会広報広聴常任委員会から報告がございます。

委員長、よろしく申し上げます。

菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、議会広報広聴常任委員会より2点報告を申し上げます。スピーディーにいきたいと思います。

まずは、議会だより第190号につきまして、こちらは原稿依頼ということになります。また、あわせてこちらは、190号は議会報告会の基礎資料ということになりますので、それを前提に記事のほうを作っていたきたいと思います。

まず、各委員会、常任委員会、議会運営委員会ですけれども、それぞれの委員会で2分の1ページ、委員会の紹介と今期の活動についてということで、こちらは締切りは9月25日となります。それとは別に総務常任委員会では、2分の1ページで、先日の避難訓練の記事を作っていたきたいと思います。こちらも締切りは9月25日となります。

あと、入間東部地区事務組合の議員の皆さんに2分の1ページのスペースで決算等の記事を作っていただければと思います。こちらは開催日もありますので、締切りは10月4日となります。どなたが書くかは議員の皆さんの中で調整してください。

それと、PJ市のフォークロアフェスティバル2023の参加者の皆さんに1ページ使っていて、この記事を作っていただきたいと思います。こちらは記事締切りは10月4日となります。

一般質問の原稿ですけれども、締切りは9月25日となります。こちらは写真やイラストとも合わせて25日となります。また、一般質問の原稿ですけれども、「問い」と「答え」とも短い文章でバランスよく作成をすると読まれやすくなると先日来広報クリニックで講師の先生よりアドバイスをいただきましたので、参考程度にお聞きいただければと思います。

それと、原案可決された意見書につきましては、提出者の方に原稿をお願いします。締切りは9月25日です。

あと、この後、決算等もありますので、各議案の討論された方についても、9月25日が締切りとなります。

議会だよりにつきましては、以上となります。

まず、この件で聞いていただけますか。

○議長（内藤美佐子君） ただいま委員長より190号についてのご依頼がありましたけれども、この件について何か聞きたいことがあれば聞いていただければと思いますが。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、次にもう一点の報告が。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、もう一点、議会報告会についてということで、こちらはモアノートのほうに議会報告会決定事項ということで、資料が載っています。1 ページ目は前回と一緒に。

2 ページ目を御覧いただいて、詳しくはお読みいただければと思います。基本的には広報広聴常任委員会のほうがメインで報告等をさせていただきますが、委員会等につきましては、その委員会所属の正副委員長をベースに考えております。こちらで決定しましたので、お願いしたいと思います。もし当日欠席される議員がいらっしゃれば、同じ班の中でフォローし合って報告をしていただければと考えています。

あと、今回受付は設置をいたしませんので、参加者が来場されたら手の空いている議員の皆さんがこちらへどうぞとか、エスコートしていただければと考えています。これについてももし何か不都合があれば、次回以降改善していきたいと思います。

それと、ポスターとチラシができています。ポスターについてはレターケースに入っております。定例会終了後、定例会ポスターと貼り替えをお願いします。ただ、もう既に貼れるスペースとかあれば貼っていただいても構わないですので、それは各議員の皆さんにお任せをしたいと思います。

チラシなのですけれども、白黒で相当数の枚数を印刷してありますので、必要枚数を事務局に言っていただいて、受け取って、住民の皆さんに手渡しで参加を促していただきたいと思います。枚数については、各議員の皆さんの自己申告ということになります。あと、それがもし足りなくなったら、そのとき考えます。もうこれで終わりとするのか、ではもうちょっと用意しますとするのか、またその状況を見て判断したいと思います。

それと、チラシに関して各区のほうで今、回覧がもう回り始めておりますので、そちらのほうももし聞かれたら、こういうことやりますのでということで、PRをしていただいて、多くの方に参加いただけるように皆さんご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、委員長に何か確認をしておきたいことがあれば、挙手にてお願いいたします。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ふれあい座談会のチラシの枚数なのですけれども、各自自己申告ということだったのですが、以前は50部が基本だったのかなと思っているのですが、基本の枚数もあるのか、ないのか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 菊地です。

基本は特にはないです。皆さんそれぞれ必要な枚数を。手渡しでお願いいたします。ポスティングではなく、手渡しでお願いします。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今回そのふれあい座談会の告知方法としては、そのポスターと、それから回覧、それから議員各自がチラシを手渡しと、その方法としては、それぐらいかな。その3つの方法でしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 菊地です。

決定事項の1ページ目を御覧いただきたいと思います。周知方法として、真ん中からちょっと下ぐらい、1、2、3、4、5、6、6つの方法がありますので、こちらのほうで周知をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、この件についてはなしということで議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

そのほか、議員の皆様から何か報告等ございますでしょうか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからあさってから始まる決算特別委員会についてお話をさせていただきたいと思います。今日の資料にはなくて、9月の会期日程のほうの7日の決算特別委員会のほうに入っていていただいて、モアノートの0103の決算特別委員会の審査方法についてというのを開いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（内藤美佐子君） 開けましたでしょうか。

〔「開けない状態になっています」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、しばらく待ちます。

皆さん、開けましたでしょうか。

では、続けてください。

○議員（小松伸介君） では、まずちょっと審査項目等について事務局のほうからお願いできればと思います。

○議長（内藤美佐子君） 小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） では、すみません。初めての方もいらっしゃると思いますので、もう知っている方はもちろんいらっしゃいますが、一応審査方法だけ事務局のほうからお知らせいたしたいと思います。

今、審査方法についてを御覧になっていると思うのですが、3番目の審査項目になります。まず、一般会計に関しましては、担当課別に歳入歳出を目ごとに行います。目ごとに言うので、その中に入っている事業、事業別の課別一覧、この同じフォルダに入っていると思いますが、それ御覧になって、その課の項目の目ごとのその事業別に行って、その順番に行っていく形になります。一応全部事業別決算書をベースに審査を進めていきますので、それを御覧になってください。一般会計についてのその実質収支に関する調書につきましては、財政デジタル推進課が担当しますので、財政デジタル推進課のところでお聞きになってください。

次、特別会計ですが、特別会計は担当課別に歳入全体、歳出全体で行います。歳入について質疑を全部受

けて、歳出全部という形になりますので。こちらにつきましても、事業別決算書のほうをベースに行っていきますので、よろしくをお願いします。これも各会計の実質収支に関する調書は、各会計の最後で行います。これは、その特別会計を担当している課が行いますので、よろしくをお願いします。

あと、財産に関する調書ですが、一番最後に一般会計と特別会計の決算書、決算書のほうの最後のほうに財産に関する調書があると思うのですが、そちらについてはその内容のそういった担当課、そちらのほうで質疑を行ってください。

あと、次、企業会計ですが、企業会計については、その会計、下水道と水道会計ですけれども、そちらは一括で行います。

次のページの審査順ですが、こちらの会期日程に記載しているとおり、1日から4日間までです。予備費が14日になりますので、よろしくをお願いします。

あとは大体御覧になっていただければと思っております。

注意事項は、では委員長のほうからよろしくをお願いします。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、引き続き。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

では、私のほうから注意事項ということで、今回初めてこの決算審査をされる方もいらっしゃると思いますので、改めてこの注意事項、皆さんで確認してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

重要なところだけちょっと抜粋しながら読ませていただきます。

まず、黒い四角の注意事項の丸の2つ目、発言を行う場合は、挙手し委員長の許可を得て、氏名を述べてから行ってください。

1つ飛ばして、質疑は一問一答を遵守してください。「何々から2点ほど」というのはやめていただいて、一問一答をお願いいたします。

その次、必ず質疑箇所の資料名とページ番号を指示してください。

次、年度を指定する場合は、「前年度、今年度」ではなく、「令和3年度、令和4年度」というような形でおっしゃっていただきたいと思います。

次、一番大事です。決算に関する質疑のみを行うことということで、これは3ページに決算審査の着眼点というのがございますので、こちらをよく熟読をしていただきまして、この着眼点に沿った形で質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、質疑が要望とならないようにすることということで、あくまでも質問をしていただいて、ご意見を言った後、答弁は必要ありませんということがよく散見されるのですが、そういったことがないようにお願いしたいというふうに思います。

次、個人や企業等が特定される固有名詞の発言というところなのですが、これは一般質問や議場でのお話と同じで、質疑等で場所を特定するために限る。また、町と契約関係があるところに限るということで、同じですけれども、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、議員として、発言に注意をしていただいて、秩序を持った委員会運営にご協力をお願いしたいということでお願ひしたいと思います。

次のページ、委員会の議事進行と、また傍聴、本会議の進行について読んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3ページが先ほど申し上げました着眼点ということで、こちらのほうもよく見ていただいて、当日に臨んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

ただいまの小松特別委員会委員長でございますけれども、何か確認しておきたいことがあれば、この場で挙手にてお願いします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

審査方法についてということで、財産に関する調書なのですけれども、こちらは別になって、それぞれの課のほうで例えば一番最後にこの部分の質問を受け付けますという枠ができるのかどうか、どうなのでしょううか。

○議長（内藤美佐子君） 小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） 今までは多分枠を設けて、特に設けてはいなかったと思うのですけれども、設けたかな。その該当する箇所ということ、もし設ける必要が、やっぱりはっきりしたほうが良いということであれば、その担当課のところでは設けたいとは思いますが、あれ財産に関する、ちょっと待ってください。

○議長（内藤美佐子君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

財産に関する調書って、最後、最後というか、財政デジタルで実質調書と一緒に受けていたような気がしたのですけれども、そうではなかったかなと。そうですよね。そういうふうに思っていたのです。これが分かるのであれば、それぞれ担当課のほうでその枠をつくらないといけないような気がしますけれども。

○議長（内藤美佐子君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。

ちょっと確認をして、前年と同様にできるように確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

ここで確認をしておいたほうがスムーズに審査に臨めるとは思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、大丈夫なようなので、この件についても閉じさせていただきます。

ほかに報告ということで何かございますでしょうか、報告事項。

小松議員。

○議員（小松伸介君） すみません。加えてもう一点なのですけれども、04のほうで議員の座席表ということで作らせていただいております。変更は可能なのですが、何かご要望等ありますでしょうか。こちらで暫

定的に作らせていただいたのですけれども、何かこの人の隣は嫌だとか。大丈夫ですか。

○議長（内藤美佐子君） 座席についてでございますが、これで大丈夫でしょうか。

各会派の皆さんがしっかりと集まっておられればよろしいかなというふうにも思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、異議なしということで。

ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 今回、自分と林副委員長のほうで正副やらせていただくということで、席のバランスがちょっと対等に6、6になるように配置をさせていただいて、吉村議員が今そちらですけれども、こちらのほうに移動していただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ほかにございませんか。

ほかに報告ございませんか。

この決算特別委員会については、これで終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） ほかにはないようですね。

◎その他

○議長（内藤美佐子君） では、その他になります。

その他でございますけれども、皆さんのほうから何かご報告等ございますでしょうか。

議員の皆様から何かございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

来月、町民体育祭があろうかというふうに思うのですが、例年、4年ぶりということで、前は議員で何かリレーをしたりとか、そういったことがあったのですが、その辺についていかがなのでしょう。

○議長（内藤美佐子君） 今、小松議員のほうから体育祭で最後にリレーがあるのですけれども、あれ自由参加なのです。これまで議員として1チーム走っていただいたり、2チームもありましたでしょうかね。ありましたね。2チーム走ってもらったりとかあったのですが、今回何か皆さんのほうからご意見があれば、今伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まだこれは決定かどうか分からないのですけれども、今回の体育祭だと最後の競技は宅配便リレー（区別）で、午前中の最後でアトラクションではなくて、アトラクションの前に400メートルリレー（自由）というのがあるので、多分ちょっといろいろ変わっているかと思っておりますけれども。

○議長（内藤美佐子君） その辺については何か事務局のほうで聞いていますでしょうか。

事務局長。

○事務局長（郡司道行君） まだプログラムの詳しいお話は聞いていないのですけれども、一応議員さん、毎年これでご招待という形は伺っています。今まではその招待された方たちはパン食い競争とか、そういうものに自由参加していただいて、その中で400メートルリレーをそのところで申し込んでいただいて、参加していただいた経緯はありますということで伺っています。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） 順番とか、そのプログラムの、今、菊地議員のほうからお話があった、その最後ではないのではないかとのお話ですが、そういう話はまだ聞いていないということでよろしいですか。

○事務局長（郡司道行君） そうですね。申し訳ありません。

○議長（内藤美佐子君） ということでございますが、その場にいた方でそのときに走るというような形で大丈夫でしょうか。誰もいらっしゃらなければ、4人でチームを組むようになると思いますので、改めてここでもう決めておくのか、それともその時間にいらっしゃる中で、ではあなたとあなたで走ってねみたいな形にするかどうか。決めておくということであれば、選出もしておかなければいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。何かご意見ありませんか。

どの時間にそのリレーがあるのかというところで、議員が人数がそろうのか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今、案としては11時50分開始予定、21チームで参加というふうに聞いているのですけれども、11時50分なので、集まるのはもっと早くなると思いますけれども。

○議長（内藤美佐子君） 11時以降ぐらいに皆さんまだいらっしゃいますよね。始まるのが8時半とかでしたっけ。8時半ですよ。そうしたら議員の皆さんは来賓ということで前に並ばれるかなと思うのですが、その時間には全員いらっしゃっているということで、最後まで待ってリレーに参加というのは大変なのですけれども、午前中の最後であれば、いらっしゃれる方も多いかなというふうに思うのですけれども、我こそはという方がいらっしゃれば、それともその場でいらっしゃる方でチームを結成するでよろしいですか。私は走りたいという人がいらっしゃれば、ぜひともここで名乗りを上げておいていただければ。

菊地委員長、委員長が走りますか、みんな。委員長で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、ここでは決めておかないということでよろしいですか。

〔「新人の人が走るとかね」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） いや、必須ではないのですけれども、もし決めておければ、町民体育祭ですので、議員のメンバーも1チームぐらいは毎回出させてはいただいているのですけれども、若い方または新人の方からぜひとも出ただけければというふうに議長としてはお願いをしたいところでございます。

〔「今日来ていない人いるし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） そうですね。今日来ていらっしゃらない方もいらっしゃるので、ちょっと全員協

議会の議事にしてはちょっとあれですので、この後休憩時間にでも、空いた時間に決めればなというふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか、小松議員。

○議員（小松伸介君） はい。

○議長（内藤美佐子君） では、個別に当たってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かございますか。

事務局長。

○事務局長（郡司道行君） そうしましたら、令和5年度町村議会議員研修会の開催についてということで、0502のこちらのほうを御覧になってください。私、発表者になってしまいます。

埼玉県のほうで毎年、年に1回開催されるのですが、こちらの開催が10月6日金曜日、1時半から3時まで。

こちら会場が、吉見町民会館、これ「フレサよしみ」といいます。

こちらの講演の内容が「なぜいま、公民共創が必要なのか」ということで、講師が事業構想大学院大学事業構想研究所教授、河村昌美氏の講師になります。

こちらなのですが、基本的に全員参加をお願いしたいと思っています。まず、役場に12時集合、こちらは北口玄関集合、出発になります。こちらなのですが、議長車1台とワゴン車2台を予定しております。12時からですので、大変申し訳ないのですが、昼食のほうは事前に済ませてご参加いただきたいと思っています。なお、欠席される方、今月の11日月曜日までに事務局にご連絡をいただきたいと思っております。

詳細については、0501のほうにあります県議長会通知のほうに、講師のプロフィール等が掲載されておりますので、後で御覧になっていただければと思います。

以上です。

○議長（内藤美佐子君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの令和5年度の町村議会議員研修会のことでございましたので、全員出席ということで進めていきたいと思っておりますけれども、欠席される方は9月11日までに事務局にご連絡をお願いいたします。

ほかにごございますか。

小林次長。

○事務局次長（小林忠之君） すみません。先ほどの決算に戻ってしまうのですが、決算特別委員会の財産に関する調書の件なのですが、今ちょっと調べたら、去年から財産に関する調書を各課に入れて、項目に入れてやっていますので、同じようにしたいと思います。すみませんでした。

○議長（内藤美佐子君） 今、次長からのお話ですけれども、よろしいですか。

〔「すみません。今日いなかったんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） いなかった。そうでしたか。

はい、おりませんでした。

では、その件については、そのようをお願いいたします。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） では、これで終了で大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤美佐子君） それでは、本日の全員協議会を終了させていただきたいと思います。
マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、細谷副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（細谷光弘君） 皆様、本日は早朝より全員協議会ということで、お忙しい中ありがとうございました。

大分朝夕も過ごしよくなってきたかなというふうに思っております。また、土曜日には皆さん、みよしまつりのほうに多分ご参加されたと思うので、大変お疲れさまでございました。やはりあれだけまた人が集まりますと、ちょっとコロナのほうも増えるかなというふうに心配はされると思うのですが、また今後議会中ということで、委員会または木曜日からは決算特別委員会ということで、皆様、お体にはご留意していただきながら、いなくならないようにしっかりと健康を維持していただいて、最後まで定例会をしっかりとやっていただければなと思います。

本日は大変お疲れさまでございました。

（午前11時21分）